

正する条例について説明を申しあげたいと思っております。

佐東市長の補助職員として定められておりました水道課関係の職員等とこの条例の中に新しく、一般企業の職員というのを設けまして三十三名を移しかえるための条例改正と案でございしますが、ご案内のとおり、この改正は企業法の一部を改正する法律が施行されて、上水道事業に關しましては規模の大小にかかわらず同法の全面的適用を受けることとなり、この必要が生じたためでございしますので、よろしくご審議のほどをお願い申しあげる次第でございします。

議長（中西虎蔵君）　二がより質疑を行います。

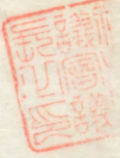
（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）　二がより質疑を終結いたします。

おばかりでございます。議定第九号は原案どおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）　ご異議なしと認めます。そこで議定第九号は原案どおり可決いたしました。



議長（中西虎蔵君）　日程第八議定第十号福生町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題に供します。事務局として議定

の朗読をいたさせます。

（野崎議長係長朗読）省略

議長（中西虎蔵君）　理事者より提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

助役（森田幸造君）　お許しをいただきまして議定第十号福生町都市計画審議会条例の一部を改正する条例につきまして説明申

しあげたいと思っております。

ご案内のとおり当町における都市計画審議会には市長の諮問機関として設置されておるものでございまして、市長がこの会の会長となっておりまして、いさか妥当性を欠くもので、ほか、ほか、ろくかというところで、佐東、委員さんの間からもういこううな声もありまして、この際市長を委員の中から、かような点で改めまして、会長は委員のうちから互選するよう改めたい。委員構成の一部も改めまして審議会の立場を明確化しようと、い

下したものでございます。

なお附則におきましてこの条例を五月一日から施行いたしました
ことは、現在の議員さんの中ではおかつまだ任期が四月末まで
ありますので、これを五月一日から施行することといたしました。
現在の議会関係の議員さんには最後まで審議会委員にご就
任をお願いするよう、施行期日を附則において配慮いたした次
第でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

一議長（中西虎蔵君） 二おやり質疑を行います。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

一議長（中西虎蔵君） 二おやり質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第十号は原案どおり決するにこ
異議ありませんか。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

一議長（中西虎蔵君） 二異議なしと認めます。よろしく議案第十号

は原案どおり決いたします。

一議長（中西虎蔵君） 日程第九議案第十号福生町青年会問題協



議会条例の一部を改正する条例を議題に供します。事務
局として議案本の朗読をいたします。

（訂正）

「十五体育指導委員の公議の議長」を「十五体育指導
委員の公議の議長」に

「十八商業協同組合の理事長」を「商店街協同組合の理
事長」に

（附議議案停長朗読一省略）

一議長（中西虎蔵君） 理事長より提案理由の説明をいたします。

（助役森田幸造君登壇）

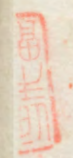
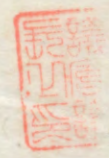
一助役（森田幸造君） 二指名をいた下すましたので、議案第十二号
福生町青年会問題協議会条例の一部を改正する条例につ
き、説明を申し上げます。

青年会問題につきましても、国においても非常に力を入れている
次第でございます。これらの総本部というものが総理府の
中にあり、さらに都道府県においてもこの協議会というものが非常に注



目ざめておる次第でございます。当所におきても非行少年、問題児等に對しまして青年問題協議会の下にしている役割は相当大きなものがあると存じておる次第でございます。今回ご提案申し上げた改正条例案でございますが、この委員の定員を増加いたしましたにも、委員の任命、任期等を合理化する尊がはじ下のためにご提案申し上げた次第でございます。委員に任命すべき児童委員、保護司、学校長等の定数が増加したことはおお、地々委員さんを委員に任命する必要があること、家庭の日、の制定等に即応してございまして、広くいろいろは層の役取にある者として新下に委員に任命する必要があること、かような理由によりまして先ほど朗読いたしましたのとおり、改正を行おうとするものでございまして、常任委員会におきましてもその条の委員の定数が増加いたしましたために常任委員の定数等もふやしまして、ご提案申し上げた次第でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（中西虎蔵君） 二おより質疑を行います。



（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君） 二おより質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議定案第十二号は原案どおり決するに、異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君） 二異議なしと認めます。おつて議定案第十二号は原案どおり決いたしました。

議長（中西虎蔵君） 日程第十議定案第十二号福はけの職員団体の登録に関する条例を議題に供します。事務局として議案の朗読をいたします。

（朗読議事係長朗読）省略

議長（中西虎蔵君） 理事者から提案理由の説明をお願いします。

（九番大野行天君退席） 十三時五十四分

（助役森田幸造君登壇）

一助役（森田幸造君） お許しをいたしまして、議定案第十二号福はけの職員団体の登録に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

スリと存じます。

地方公務員法の二部が改正され、これによりして、従来地方
の公共団体の長が職員団体の登録の受理機関でござりましたものが、
公平委員会に届出するように改められ、これにより本条例を全文改正
する必要があると存じて、ここに二提案申し上げるに次第でござります。
ご存知のとおり、現在福生町には公平委員会が設置されてお
り、その人事委員会にその事務を委託してあります。が、
本年の四月一日から、都下の町村に於ける東京府町村会、公平委員会が、
新に発足するものと相なつておる関係もござりまして、現行
条例を廃止する必要があると全文改正ということになつて、
ござります。すなわち条例は第一条から第六条にわた
つてありまして、それぞれ届出その他必要事項をこの条例に
するところである次第でござります。そのうち審議のほどを願
ひ下します。

議長（中西虎蔵君） 二はより質疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君） 二はより質疑を終結いたします。

おぼかりいたします。議定第十三号は原案どおり決する
に異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君） 二異議なしと認めます。さう議定第十

三号は原案どおり可決いたします。

議長（中西虎蔵君） 日程第十一、議定第十三号、職務に専念する
義務の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題に
します。事務局として議定書の朗読をいたさせます。

（朗読議長序長朗読一省略）

議長（中西虎蔵君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役 森田幸造君登壇）

助役（森田幸造君） 議定第十三号、職務に専念する義務の特
例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申
あげたいと存じます。

この条例は地方公務員法第三十五條の規定に基づきまして

市長はじめ、教育委員会、選挙管理委員会その他
の執行機関でございまして各任命権者がそれぞれ任命権者
に所属するが職員に就いて、勤務時間中に職務に専
念する義務を免除できる範囲を統一的に定めるもので
ございます。

ひるがえりまして、所立の小中学校に勤務する教員と事務
主任、これらの職員は市町村立学校教員給与負担法により
まして初費負担の教員と称はれておる次第でございまして、
初費負担教員と称はれるゆえには、これらの職員は市の職員
でございましてゆえに、給与と人事権が東京市の教育委員
会がもつておるといふ変則的な制度のもとにあるからでございす
が、市の教育委員会としましては、給与と人事権をござい
ません、初費負担教員を市の職員としてその服務を監督
しゆる先は市に対する服務監督権というものでございまして
でございます。従いまして市で定めましては職務に専念する
義務の特例に関する条例が職員の義務につきまして定むる条

例である以上、この条例中に規定する職員の中には初費
負担の教員も含まれていなければならぬわけでございます
が、現行条例の規定では、その点が非常に不明確でござ
いまして、本条例のとおり改正いたしまして、初費負担の教員
員も市のこの条例の規定を受けらるものであるという点を明確に
するとともに合せてこの条例の施行についての細かい事項につしまし
ては市の各任命権者が定める旨を明文化しようとするもの
でございまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます
第でございまして。

議長（中西虎蔵君）これより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）これにて質疑を終わります。

おはかりいたします。議案第十三号は原案どおり決する
にございましてありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）異議なしと認めます。よろしく議案第十三号

何原案どおり決まりました。

(「議長休憩」と呼ぶ者あり)

議長(中西虎蔵君) 二二で十分間休憩いたします。

午後十一時 一分休憩

午後十一時 十八分開議

一九番大野行夫君出席

議長(中西虎蔵君) 休憩中に引き続き会議を開きます。

議長(中西虎蔵君) 日程第十三議案第十四号福生町水道事業

の設置等に関する条例を議題に供します。 事務局として

議案の朗読をいたします。

(島田議会議務局長朗読)省略

議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) 二指石をい下しまして議案第十四号福生町

水道事業の設置等に関する条例につきまして申しあげたいと存

じます。



このたびは、この水道事業法の一部を改正する法律が去年の七月五日
に公布施行されることとなりました。この法律の骨子として
ましては、この水道事業の本来の目的であります、公共の福祉の増進を
図り、より一企業体としての合理的、能率的経営が確保されます
よう、企業会計と一般会計との間における経費の負担区分の確立を
いたしますとともに、管理有制度の強化、財務制度の合理化、及び
取組の身分取扱等について所要の改正を行い、合せて一法にまとめ
字、これは当然では水道会計におきましては、現在赤字はございませ
んが、やういふやうなものを計画的に解消いたしますための財政再建
計画を講じて下点、でございます。

これは他の市町村等でも水道会
計が非常に赤字を出して、おるところがございまして、そのやうなことも
法律に盛り込んで、ものと考へられます。

法律改正にとまっています
と地方自治団体は、この水道事業を経営するといふ……

(十六番 山田 博君退席 午後十一時十九分)

団体意思を改正いたしまして、下下めに、この水道事業の設置条例
を設けます。この水道事業の設置条例が経営の基本に関する

事項を定めなければならぬ法律の根拠規定によりまして本条例を制定することとす。なお本条例は政令ならびに準則に基いたものでございしますが条文を追記して簡単に説明申し上げる。

まず第一条は法律に基いた設置事項でございまして、第二条は経営の基本で、給水区域、給水人口ならびに一日の最大給水量は条例制定の際すでに具体化している計画の完了後における規模を定めねばならぬ。当分は第三期拡張計画に基いた敷値をここに盛り込んで次条でございす。第三条は組織関係でございすが、管理者は専任管理者の設置を義務付けておるものでありすが、水道事業におきましては雇用される職員の数が二百人以上あり、かつ給水戸数が五千戸以上ある場合は必ず置かなければならぬ制度でございすが、この基準に對して少規模の事業につきましては条例で定めるところによりまして管理者を置かないことがござるものとされておりますので、当分におきましては現在の規模ならびに経営面からいまして



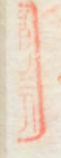
現時におきましてはこれを置かない方針でここに定め、次条でございす。第四条は資産の取得および処分につきまして

規定されたものでございまして、資産のうちその種類金額について政令で定める基準にしたがい、条例に定める重要財産の取得および処分につきましては予算に定めなければならぬことにはなからず、第五條は職員の賠償責任の免除について

規定したものでございまして、従来は自治法第二百四十三條の二の規定が適用されるものと解釈されておりましたが、今回の法律改正により、法律に基づく条例で明確にいたした次条でございす。

第六條は負担附きの貸附の受領および法律上の義務に属する損害賠償の額につきまして、議会の議決を要する範囲を定めるものでございす。第七條につきましては、別に条例で定めて

いたものと本条例の設置とともに包括した次条でございす。以上非常に簡単には説明がわかりにくかつたと思ひますが、よろしく審議のうえこの案のほじお願い申し上げます。



ます。

議長（中西虎蔵君）　こゝより質疑を行います。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

議長（中西虎蔵君）　こゝにて質疑を終結いたします。

おほかりいたします。

議定第十四号は厚生委員会に付託し

詳細は審議を願うことにいたしましたので、因います。が、これに「異議ありませんか」

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

議長（中西虎蔵君）　ご異議なしと認め、さう決定いたしました。

なお、本委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

議長（中西虎蔵君）　目次第十三議定第十五号補注は水道事業の

契約の方法の特例に関する各例等を廃止する条例を議題に供します。事務局として議定書の朗読をいたします。

（島田議会議務局長朗読）（省略）

議長（中西虎蔵君）　理事者から提定案理由の説明をお願いします。

（助役森田幸造君登壇）

一助役（森田幸造君）

ご指名をいただきまして、この議定第十五号補注

は水道事業の契約の方法の特例に関する各例等を廃止する条例について、説明申し上げたいと存じます。

本案は地方公営企業法の一部改正が公布施行となりまして、これによりまして、二条例を廃止しようとするものでござい

ますが、水道事業の契約の方法の特例に関する条例および水道事業に存する公営企業の他、会計事務および決算に存する権限を

収入役に行わせる条例は、給水道事業がすべてに法第三十二条の五の適用を受けることにより、法第三十四条の二に規定する第二十九条

二項の企業でなく、より、結果本条例を廃止しようとするものでございまして、おろしく、審議のほどをお願いいたします。

議長（中西虎蔵君）

こゝより質疑を行います。

（「異議なしと呼ぶ者あり」）

議長（中西虎蔵君）

こゝにて質疑を終結いたします。

おほかりいたします。

議定第十五号は厚生委員会に付託し

詳細は審議を願うことにいたしましたので、因います。が、これに「異議

ありませぬ。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（中西虎蔵君）　「異議なし」と認めさう決定いたしました。

なお、委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

議長（中西虎蔵君）　日程第十四議案第十六号福はけい公営企業取員の給与の種類および基準に関する条例を議題に供します。

事務局として議案の朗読をいたさせます。

（訂正）

「臨時取置任用取員を除く。以下「取員」という。」を「臨時任用取員を除く。以下「取員」という。」に

（島田謙次事務局長朗読）省略

議長（中西虎蔵君）　理事者から提案理由の説明を求めます。

（助役森田幸造君登壇）

二助役（森田幸造君）　議案第十六号福はけい公営企業取員の給与の種類および基準に関する条例につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり福はけいにおける本条例は水道課取員が法定正にありまして、公営企業取員となること、当然のことと予想される次第でございますので同法の規定によりまして、別途給与の種類および基準を条例で定めるように規定されておりますのでここにあらためて制定する必要があるとしましてご提案申し上げて次第でございます。

その内容といたしましては当分の一般取員の受けであります。規定とすべく同じものをここにご提案申し上げた次第でございますのでよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（中西虎蔵君）　これより質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中西虎蔵君）　これにて質疑を終了いたします。

おはかりいたします。議案第十六号は厚生委員会に付託し詳細な審議を願うことといたしたいと思います。がこれに「異議ありませんか」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

一議長(中西虎蔵君) 二異議なしと認め、さう決定いたしました。

なお、委員会の審査報告は本会期中にお願いたしませう。

一議長(中西虎蔵君) 二二、暫時休憩いたします。

午後十一時四十分休憩
午後一時 五分開議

(九番 大野行天君、十一番 坂川 眞君欠席)

(十六番 名田 博君、二十番 石川 信義君出席)

一議長(中西虎蔵君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一議長(中西虎蔵君) 日程第十五議案第十七号昭和四十二年度補正一般会計補正予算(第五号)を議題に供します。事務局をして議長の朗読をいたさせます。

(野崎議長事務局長朗読) 省略

一議長(中西虎蔵君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役森田幸造君登壇)

一助役 森田幸造君 お許しをいただきまして、議案第十七号昭和四十二年度補正一般会計補正予算第五号につきまして説明申し上げます。

これと想います。

歳入でございしますが、補正の総額は六百一十一万四千円、さういって、下し、その総金額は六億二千六百一十一万四千円と、なる次第でございます。この内訳は、まず、所得税において三百六十八万四千円、これは、

固定資産税、これは、消費税の現年度課税分の調定増、これは、九十八万七千円と、三百八十一万四千円でございます。この臨時収入

特別交付金、これは、一種に引き続き、固定資産税等の負担調整による減収分補てんとして、第三種特別交付金が百五十八万五千円と決定いたしましたのでございします。地方交付税につきましては、給付

改定所要財源でございします。並通交付税再算定分の改正と、当初算定による計画前分を計画時点と相殺いたしましたので、百十一万八千円増額いたしましたのでございします。分担金、おのれ負担金で、

四十三万円の減でございしますが、これは、東福、すなわち、保育園の父兄負担の減で、国庫負担金、初年度負担の減額に起因するものでございします。使用料、おのれ手数料におきまして、九十八万四千円、の減と、なっておりますが、これは、水取入券の販売手数料の減

